

「保険金が使える」という 住宅修理契約のトラブルにご注意！

＜今回の相談事例＞

先日、突然訪ねてきた業者に「家の不具合はありませんか？」と聞かれ、昨年の台風で屋根が少しずれていることを伝えたところ、「保険金を使って無料で修理ができますよ。」と言われた。保険会社への申請手続きも代行してくれるというのが信用してよいだろうか。（70代男性）

【アドバイス】

- 「保険金が使える」という住宅修理契約に関する相談が増えています！
「保険金を使い、無料で修理ができる。保険の申請も代行する。」などと自己負担がないことを強調し、強引に住宅修理サービスの契約をさせる悪質な手口が増えています。「実際には保険の適用外で全額負担になった」や「解約しようとするキャンセル料を契約金額の50%請求された」など後日トラブルになったという相談が増えています。このような勧誘を受けても業者の言うことをうのみにせず、本当に保険が適用されるのか等、自分自身で保険会社に問い合わせ、内容を確認しましょう。また、今回の相談のように訪問販売や電話勧誘販売の場合は、契約書面を受け取って8日以内であればクーリング・オフができます。
- 契約をする際は、複数の業者から見積もりを取りましょう。
住宅修理の契約をする場合は、突然訪ねてきた業者1社で契約せず、複数の業者から見積もりを取り、工事内容や金額等をよく確認し、家族の人にも相談して慎重に契約をしましょう。
- 困ったときや不安なときは、すぐに消費生活センターに相談しましょう！

二セ電話詐欺に要注意！

戸 畑【ウェルとばた7F】	☎861-0999
門 司【門司区役所東棟1F】	☎331-8383
小倉北【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南【小倉南区役所3F】	☎951-3610
若 松【若松区役所2F】	☎761-5511
八幡東【八幡東区役所本館2F】	☎671-3370
八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782
消費者ホットライン ☎188(あなたの地域の消費生活センターにつながります)	
福岡県警察相談窓口 ☎ #9110(24時間対応)	



まもりん



みもりん